

令和 6 年 2 月 19 日

令和 5 年度栃木県議会  
第 399 回通常会議議案 (2)

## 令和5年度栃木県議会 第399回通常会議議案（2）目次

第64号議案	令和5年度栃木県一般会計補正予算（第5号）	4
第65号議案	令和5年度栃木県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	31
第66号議案	令和5年度栃木県流域下水道事業会計補正予算（第1号）	34
第67号議案	令和5年度栃木県電気事業会計補正予算（第1号）	38
第68号議案	令和5年度栃木県水道事業会計補正予算（第2号）	41
第69号議案	令和5年度栃木県工業用水道事業会計補正予算（第2号）	45
第70号議案	令和5年度栃木県用地造成事業会計補正予算（第1号）	47
第71号議案	令和5年度栃木県施設管理事業会計補正予算（第2号）	49
第72号議案	栃木県退職手当基金条例の制定について	51
第73号議案	栃木県公立学校情報通信機器整備基金条例の制定について	52
第74号議案	栃木県自然景観保全基金条例の廃止について	53
第75号議案	県有財産の取得について	54
第76号議案	権利の放棄について	55
第77号議案	市町村が負担する金額の変更について（環境森林部関係）	56

第78号議案	市町村が負担する金額の変更について（農政部関係）	57
第79号議案	市町村が負担する金額の変更について（県土整備部関係）	60
第80号議案	工事請負契約の締結について（主要地方道宇都宮向田線板戸大橋鋼橋上部工建設工事その1）	62
第81号議案	工事請負契約の締結について（3・5・102号家富町堀込線中橋（仮称）上部工建設工事その1）	63
第82号議案	特定事業契約の変更について（総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業）	64
第83号議案	特定事業契約の変更について（馬頭最終処分場整備運営事業）	65
第84号議案	工事請負契約の変更について（一般国道408号野高谷立体（仮称）鋼橋上部工建設工事）	66
第85号議案	工事請負契約の変更について（栃木県子ども総合科学館本館空調設備改修工事）	67
第86号議案	損害賠償の額の決定及び和解について	68
報告第1号	知事の専決処分事項報告について	69

## 第64号議案

### 令和5年度栃木県一般会計補正予算（第5号）

令和5年度栃木県の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

**第1条** 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ37,998,180千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,001,710,850千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

**第2条** 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

**第3条** 繰越明許費の追加、変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

**第4条** 債務負担行為の追加、変更は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

**第5条** 地方債の変更は、「第5表地方債補正」による。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		264,000,000	△ 4,000,000	260,000,000
	1 県 民 税	87,478,000	△ 1,490,000	85,988,000
	2 事 業 税	64,078,000	600,000	64,678,000
	3 地 方 消 費 税	44,286,000	△ 3,000,000	41,286,000
	7 軽 油 引 取 税	21,479,000	△ 200,000	21,279,000
	8 自 動 車 税	36,756,000	50,000	36,806,000
	11 旧 法 に よ る 税	60,000	40,000	100,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		105,728,000	△ 6,665,000	99,063,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	105,728,000	△ 6,665,000	99,063,000
4 地 方 特 例 交 付 金		1,400,000	△ 41,613	1,358,387
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,400,000	△ 41,613	1,358,387
5 地 方 交 付 税		144,707,808	4,719,157	149,426,965
	1 地 方 交 付 税	144,707,808	4,719,157	149,426,965

7 分 担 金 及 び 負 担 金		4,798,715	△	462,046	4,336,669
	1 負 担 金	4,798,715	△	462,046	4,336,669
9 国 庫 支 出 金		161,701,720	△	32,673,247	129,028,473
	1 国 庫 負 担 金	45,467,253	△	2,913,691	42,553,562
	2 国 庫 補 助 金	115,052,607	△	29,518,191	85,534,416
	3 委 託 金	1,181,860	△	241,365	940,495
10 財 産 収 入		1,449,447		125,813	1,575,260
	1 財 産 運 用 収 入	695,505		10,475	705,980
	2 財 産 売 払 収 入	753,942		115,338	869,280
11 寄 附 金		74,455		8,502	82,957
	1 寄 附 金	74,455		8,502	82,957
12 繰 入 金		25,609,912	△	2,333,922	23,275,990
	1 特 別 会 計 繰 入 金	140,242		48,290	188,532
	2 基 金 繰 入 金	25,469,670	△	2,382,212	23,087,458
13 繰 越 金		2,757,397		18,067,959	20,825,356
	1 繰 越 金	2,757,397		18,067,959	20,825,356

款	項	補正前の額	補正額	計
14 諸 収 入		187,218,523	△ 3,644,783	183,573,740
	3 貸付金元利収入	167,443,236	△ 381,745	167,061,491
	4 受託事業収入	968,749	△ 525,247	443,502
	5 収益事業収入	11,709,590	△ 4,217,991	7,491,599
	7 雑 入	6,847,027	1,480,200	8,327,227
15 県 債		90,005,000	△ 11,099,000	78,906,000
	1 県 債	90,005,000	△ 11,099,000	78,906,000
歳 入 合 計		<b>1,039,709,030</b>	<b>△ 37,998,180</b>	<b>1,001,710,850</b>

歳 出		(単位千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,500,699	12,020	1,512,719
	1 議 会 費	1,500,699	12,020	1,512,719
2 総 務 費		43,007,273	22,915,428	65,922,701
	1 総 務 管 理 費	22,041,971	24,020,383	46,062,354
	2 企 画 費	6,580,781	△ 718,050	5,862,731
	3 徴 税 費	9,376,512	378,372	9,754,884
	4 市 町 村 振 興 費	2,223,783	△ 497,545	1,726,238
	5 選 挙 費	767,532	△ 274,453	493,079
	6 防 災 費	1,296,006	14,000	1,310,006
	7 統 計 調 査 費	399,930	△ 13,279	386,651
	8 人 事 委 員 会 費	144,171	5,000	149,171
	9 監 査 委 員 費	176,587	1,000	177,587
3 民 生 費		116,727,119	△ 3,302,607	113,424,512
	1 社 会 福 祉 費	69,360,687	△ 3,841,668	65,519,019



款	項	補正前の額	補正額	計
	2 児童福祉費	41,072,869	△ 446,511	40,626,358
	3 生活保護費	3,817,384	434,131	4,251,515
	4 災害救助費	18,782	31,108	49,890
	5 県民生活費	2,457,397	520,333	2,977,730
4 衛生費		100,021,018	△ 26,117,179	73,903,839
	1 公衆衛生費	50,833,675	△ 13,787,587	37,046,088
	2 環境衛生費	2,598,104	△ 38,014	2,560,090
	3 保健所費	2,120,208	△ 82,283	2,037,925
	4 医薬費	36,952,486	△ 12,068,045	24,884,441
	5 病院費	4,318,237	△ 29,000	4,289,237
	6 環境対策費	3,198,308	△ 112,250	3,086,058
5 労働費		1,953,880	△ 164,288	1,789,592
	1 労政費	362,430	△ 7,087	355,343
	2 職業訓練費	1,379,677	△ 142,892	1,236,785
	3 失業対策費	103,449	△ 6,309	97,140

	4 労働委員会費	108,324	△ 8,000	100,324
6 農林水産業費		48,931,396	△ 5,729,678	43,201,718
	1 農業費	12,502,615	△ 2,041,511	10,461,104
	2 畜産業費	7,316,504	△ 1,571,626	5,744,878
	3 農地費	14,015,924	△ 1,717,239	12,298,685
	4 林業費	14,268,914	△ 402,289	13,866,625
	5 水産業費	780,204	5,704	785,908
	6 自然保護費	47,235	△ 2,717	44,518
7 商工費		175,784,062	540,239	176,324,301
	1 商工費	174,137,876	53,353	174,191,229
	2 観光費	1,646,186	486,886	2,133,072
8 土木費		119,424,239	△ 11,700,104	107,724,135
	1 土木管理費	4,386,516	49,278	4,435,794
	2 道路橋りょう費	61,425,957	△ 4,371,632	57,054,325
	3 河川費	41,275,213	△ 7,056,503	34,218,710
	4 都市計画費	9,659,347	△ 214,075	9,445,272

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 住 宅 費	2,677,206	△ 107,172	2,570,034
9 警 察 費		44,504,950	△ 355,110	44,149,840
	1 警 察 管 理 費	43,095,337	△ 355,110	42,740,227
10 教 育 費		180,300,298	△ 3,826,082	176,474,216
	1 教 育 総 務 費	25,115,075	△ 158,985	24,956,090
	2 小 学 校 費	59,854,633	△ 1,399,955	58,454,678
	3 中 学 校 費	35,434,239	△ 397,093	35,037,146
	4 高 等 学 校 費	37,847,221	△ 1,509,965	36,337,256
	5 特 別 支 援 学 校 費	15,317,921	△ 240,461	15,077,460
	6 社 会 教 育 費	1,515,268	△ 28,623	1,486,645
	7 保 健 体 育 費	5,215,941	△ 91,000	5,124,941
11 災 害 復 旧 費		2,697,064	△ 1,392,193	1,304,871
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,483,000	△ 1,383,193	1,099,807
	3 県 有 施 設 等 災 害 復 旧 費	10,633	△ 9,000	1,633
12 公 債 費		96,855,882	△ 2,520,626	94,335,256

	1 公 債 費	96,855,882	△ 2,520,626	94,335,256
13 諸 支 出 金		107,501,150	△ 6,358,000	101,143,150
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	43,321,000	△ 3,029,000	40,292,000
	3 地 方 消 費 税 交 付 金	53,215,000	△ 3,357,000	49,858,000
	6 自 動 車 取 得 税 交 付 金	38,000	23,000	61,000
	8 配 当 割 交 付 金	1,804,000	△ 242,000	1,562,000
	9 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	1,630,000	174,000	1,804,000
	10 環 境 性 能 割 交 付 金	972,000	23,000	995,000
	11 法 人 事 業 税 交 付 金	4,800,000	50,000	4,850,000
歳 出 合 計		<b>1,039,709,030</b>	<b>△ 37,998,180</b>	<b>1,001,710,850</b>

第2表 継続費補正  
変更

(単位千円)

款	項	事業名	補正前			補正後				
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額		
2 総務費	1 総務管理費	警察本部庁舎受変電設備等改修費	4,076,617	令和3年度	325,024	3,317,617	令和3年度	325,024		
				令和4年度	2,242,140		令和4年度	2,242,140		
				令和5年度	1,509,453		令和5年度	750,453		
		とちぎ海浜自然の家本館空調和設備等改修費	1,517,808	令和4年度	1,062,466	1,481,808	令和4年度	1,062,466		
				令和5年度	455,342		令和5年度	419,342		
		那須庁舎等解体費	530,493	令和4年度	14,481	448,798	令和4年度	14,481		
				令和5年度	516,012		令和5年度	434,317		
		4 衛生費	6 環境対策費	足利工業高校省エネ設備整備費	108,572	令和4年度	32,572	84,733	令和4年度	32,572
						令和5年度	76,000		令和5年度	52,161
とちぎ海浜自然の家省エネ設備整備費	93,825			令和4年度	65,678	81,466	令和4年度	65,678		
				令和5年度	28,147		令和5年度	15,788		
10 教育費	4 高等学校費	足利高校外構工事費	568,943	令和5年度	398,260	922,331	令和5年度	398,260		
				令和6年度	170,683		令和6年度	524,071		

第3表 繰越明許費補正

1 追加

(単位千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	県有財産管理費	450,846
		地方庁舎整備費	3,278
		電子県庁推進費	75,405
	2 企画費	交通体系整備促進費	72,300
	6 防災費	防災行政無線費	13,585
3 民生費	1 社会福祉費	障害者自立支援給付費	193,000
		シルバード大学校費	21,035
		介護保険推進費	724,650
		障害者福祉施設整備助成費	523,956
		老人保健福祉施設整備助成費	386,621
		介護基盤整備等事業費	530,105
	2 児童福祉費	子育て総合支援事業費	13,126

款	項	事業名	金額
		児童福祉施設育成指導費	3,900
		児童福祉施設等整備助成費	773
		児童相談所費	7,398
4 衛生費	1 公衆衛生費	感染症対策費	527,449
		指定難病等対策費	2,154
	2 環境衛生費	産業廃棄物指導費	57,000
		水道事業費	103,510
	4 医薬費	救急医療対策費	369,217
		看護対策費	61,000
	6 環境対策費	環境学習・環境保全活動推進費	5,000
		カーボンニュートラル推進費	430,299
6 農林水産業費	1 農業費	農業担い手確保育成総合対策費	90,000
		経営体育成支援総合対策費	320,000
		農業大 학교 費	5,096
		農業生産総合対策事業費	722,450
		水田農業振興対策事業費	424,254

款	項	事業名	金額
		環境保全型農業推進費	8,943
		鳥獣から農作物を守る対策事業費	7,508
	2 畜産業費	畜産総合対策費	1,876,645
		草地基盤整備費	142,185
	3 農地費	地籍調査事業費	44,687
		農業集落排水事業費	39,465
		農村集落基盤再編・整備事業費	47,000
		県単農業農村整備事業費	21,340
		国営造成施設管理事業費	20,000
		農業基盤整備促進事業費	134,200
	4 林業費	林業施設整備費	522,600
		特用林産振興費	201,653
		県産材需要拡大総合対策事業費	1,600
		林野保護費	22,309
		とちぎの元気な森づくり県民税事業費	9,623
		森林環境譲与税事業費	26,406



款	項	事業名	金額
		県単林道事業費	15,789
		森林整備林道事業費	202,899
		県単治山事業費	109,569
		鳥獣保護費	60,000
	5水産業費	水産振興事業費	2,369
7商工費	1商工費	機器等整備費	1,078
		技術移転事業費	422
		フードバレーとちぎ推進事業費	29,640
	2観光費	自然公園管理費	84,700
		自然公園等施設整備費	45,162
8土木費	1土木管理費	用地調査費	8,576
		耐震改修促進事業費	18,257
	2道路橋りょう費	快適な道路環境づくり事業費(県単)	15,000
		道路調査費	318,106
		総合交通政策事業費(補助)	18,900
	3河川費	河川管理費	7,300

款	項	事業名	金額
		河川砂防施設づくり事業費(県単)	92,228
		砂防調査費	127,758
		水防費	31,080
	4 都市計画費	公園事業費	15,972
		魅力ある公園づくり事業費(県単)	10,000
	5 住宅費	県営住宅管理費	68,739
		都市防災総合推進事業費	35,000
9 警察費	1 警察管理費	警察施設整備費	29,321
10 教育費	1 教育総務費	教育振興費	200,000
		私立幼稚園振興助成費	2,300
	4 高等学校費	高等学校校舎等維持管理費	2,129,525
	5 特別支援学校費	特別支援学校校舎等維持管理費	514,560
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	5年発生林道災害復旧事業費	154,160
		5年発生県単林道災害復旧事業費	21,170
		5年発生県単治山災害復旧事業費	32,887
		5年発生農業用施設災害復旧事業費	98,000

款	項	事業名	金額
		5年発生農地災害復旧事業費	22,000
		4年発生林道災害復旧事業費	4,550
	2 土木施設災害復旧費	5年災害復旧事業費	612,637
		5年県費単独災害復旧事業費	242,890

## 2 変 更

(単位千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
6 農 林 水 産 業 費	3 農 地 費	農地整備事業費	1,164,000	農地整備事業費	2,136,000
		農村地域防災減災事業費	142,234	農村地域防災減災事業費	365,495
		水利施設整備事業費	1,545,596	水利施設整備事業費	1,804,679
	4 林 業 費	林業・木材産業構造改革事業費	1,800,718	林業・木材産業構造改革事業費	2,205,617
		造林事業費	389,538	造林事業費	561,998
		治山事業費	356,000	治山事業費	1,159,597
7 商 工 費	2 観 光 費	自然環境整備交付金事業費	57,220	自然環境整備交付金事業費	188,074
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	道路保全事業費(補助)	6,576,981	道路保全事業費(補助)	7,202,905
		道路保全事業費(県単)	1,200,000	道路保全事業費(県単)	4,900,000
		快適な道路環境づくり事業費(補助)	300,000	快適な道路環境づくり事業費(補助)	276,463

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		快適で安全な道づくり 事業費（補助）	9,610,460	快適で安全な道づくり 事業費（補助）	23,967,523
		快適で安全な道づくり 事業費（県単）	116,000	快適で安全な道づくり 事業費（県単）	2,857,586
	3 河 川 費	河 川 調 査 費	10,000	河 川 調 査 費	50,000
		河川砂防保全事業費 （ 県 単 ）	45,069	河川砂防保全事業費 （ 県 単 ）	463,021
		緊急防災・減災対策 事業費（河川砂防）	10,000	緊急防災・減災対策 事業費（河川砂防）	2,665,488
		河 川 受 託 事 業 費	60,000	河 川 受 託 事 業 費	96,103
		安 全 な 川 づ く り 事 業 費 （ 補 助 ）	15,989,000	安 全 な 川 づ く り 事 業 費 （ 補 助 ）	18,611,200
		市 町 村 川 づ く り 助 成 費 （ 補 助 ）	61,000	市 町 村 川 づ く り 事 業 費 （ 補 助 ）	227,000
		ダム施設保全事業費 （ 補 助 ）	375,802	ダム施設保全事業費 （ 補 助 ）	409,539
		砂防施設づくり 事業費（補助）	1,879,000	砂防施設づくり 事業費（補助）	3,179,000

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	4 都 市 計 画 費	土地区画整理事業 助成費（補助）	354,535	土地区画整理事業 助成費（補助）	234,404
		街路づくり事業費 （補助）	1,155,000	街路づくり事業費 （補助）	4,990,421
		魅力ある公園づくり 事業費（補助）	110,000	魅力ある公園づくり 事業費（補助）	248,000
	5 住 宅 費	県営住宅整備事業費 （補助）	506,000	県営住宅整備事業費 （補助）	1,013,802

第4表 債務負担行為補正

1 追加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
栃木県総合文化センター管理運営事業	令和6年度から令和15年度まで	3,059,270
とちぎ男女共同参画センター管理運営事業	令和6年度から令和10年度まで	705,410
栃木県立日光自然博物館・栃木県奥日光地区駐車場・栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設管理運営事業	令和6年度から令和15年度まで	1,064,000
とちぎ健康づくりセンター・とちぎ生きがいづくりセンター管理運営事業	令和6年度から令和15年度まで	5,338,488
とちぎ福祉プラザ管理運営事業	令和6年度から令和10年度まで	845,775
とちぎ花センター管理運営事業	令和6年度から令和10年度まで	718,650
栃木県なかがわ水遊園管理運営事業	令和6年度から令和15年度まで	3,370,780
栃木県土上平放牧場管理運営事業	令和6年度から令和10年度まで	35,550
とちぎ明治の森記念館管理運営事業	令和6年度から令和10年度まで	26,085
栃木県井頭公園管理運営事業	令和6年度から令和10年度まで	580,070
栃木県鬼怒グリーンパーク管理運営事業	令和6年度から令和10年度まで	1,580

事 項	期 間	限 度 額
栃 木 県 中 央 公 園 管 理 運 営 事 業	令和6年度から令和10年度まで	16,710
栃 木 県 那 須 野 が 原 公 園 管 理 運 営 事 業	令和6年度から令和10年度まで	436,095
栃 木 県 み か も 山 公 園 管 理 運 営 事 業	令和6年度から令和10年度まで	640,580
栃 木 県 日 光 田 母 沢 御 用 邸 記 念 公 園 管 理 運 営 事 業	令和6年度から令和10年度まで	69,520
栃 木 県 日 光 だ い や 川 公 園 管 理 運 営 事 業	令和6年度から令和10年度まで	590,905
栃 木 県 と ち ぎ わ ん ぱ く 公 園 管 理 運 営 事 業	令和6年度から令和10年度まで	659,820
栃 木 県 立 と ち ぎ 海 浜 自 然 の 家 管 理 運 営 事 業	令和6年度から令和10年度まで	2,039,375
栃 木 県 立 な す 高 原 自 然 の 家 管 理 運 営 事 業	令和6年度から令和10年度まで	770,675
栃 木 県 立 日 光 霧 降 ア イ ス ア リ ー ナ 管 理 運 営 事 業	令和6年度から令和10年度まで	601,515
栃 木 県 グ リ ー ン ス タ ジ ア ム 管 理 運 営 事 業	令和6年度から令和10年度まで	336,695
栃 木 県 立 県 南 体 育 館 管 理 運 営 事 業	令和6年度から令和10年度まで	205,820
栃 木 県 立 県 北 体 育 館 管 理 運 営 事 業	令和6年度から令和10年度まで	286,785
栃 木 県 立 温 水 プ ー ル 館 管 理 運 営 事 業	令和6年度から令和10年度まで	895,545
栃 木 県 ラ イ フ ル 射 撃 場 管 理 運 営 事 業	令和6年度から令和10年度まで	121,810



## 2 変 更

(単位千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
水 利 施 設 整 備 事 業 ( 部 屋 南 部 地 区 排 水 機 場 更 新 工 事 )	令 和 6 年 度 从 来 令 和 7 年 度 未 だ	760,000	令 和 6 年 度 从 来 令 和 8 年 度 未 だ	1,000,000
水 利 施 設 整 備 事 業 ( 部 屋 南 部 地 区 排 水 ポ ン プ 製 作 据 付 工 事 )	令 和 6 年 度 从 来 令 和 7 年 度 未 だ	271,000	令 和 6 年 度 从 来 令 和 9 年 度 未 だ	507,000

第5表 地方債補正

変更

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等施設整備費	5,080,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	3,965,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
地域鉄道対策事業費	44,000	同上	同上	同上	41,000	同上	同上	同上
社会福祉施設整備費	1,151,000	同上	同上	同上	606,000	同上	同上	同上
土地改良事業費	2,592,000	同上	同上	同上	2,310,000	同上	同上	同上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道事業費	58,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	59,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
治山事業費	1,007,000	同上	同上	同上	978,000	同上	同上	同上
県単林道事業費	31,000	同上	同上	同上	17,000	同上	同上	同上
県単治山事業費	214,000	同上	同上	同上	88,000	同上	同上	同上
自然公園等施設整備費	344,000	同上	同上	同上	209,000	同上	同上	同上
国庫補助道路事業費	18,500,000	同上	同上	同上	16,728,000	同上	同上	同上
国庫補助河川改良費	13,375,000	同上	同上	同上	10,019,000	同上	同上	同上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
国庫補助砂防費	1,861,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	1,825,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
国庫補助街路事業費	2,468,000	同 上	同 上	同 上	2,801,000	同 上	同 上	同 上
公園緑地整備費	239,000	同 上	同 上	同 上	141,000	同 上	同 上	同 上
県営住宅建設事業費	935,000	同 上	同 上	同 上	920,000	同 上	同 上	同 上
直轄道路事業負担金	2,173,000	同 上	同 上	同 上	1,638,000	同 上	同 上	同 上
直轄河川事業負担金	2,115,000	同 上	同 上	同 上	2,303,000	同 上	同 上	同 上
直轄砂防事業負担金	1,450,000	同 上	同 上	同 上	1,646,000	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地方道路等整備事業費	10,711,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	9,535,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
河川等整備事業費	4,642,000	同上	同上	同上	4,111,000	同上	同上	同上
地域活性化事業費	1,263,000	同上	同上	同上	1,186,000	同上	同上	同上
警察施設整備費	304,000	同上	同上	同上	270,000	同上	同上	同上
交通安全施設整備費	933,000	同上	同上	同上	391,000	同上	同上	同上
学校施設整備費	5,621,000	同上	同上	同上	5,603,000	同上	同上	同上
教育施設等整備費	567,000	同上	同上	同上	538,000	同上	同上	同上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林水産施設災害復旧費	60,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	82,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
土木施設災害復旧費	866,000	同上	同上	同上	113,000	同上	同上	同上
直轄災害復旧事業負担金	243,000	同上	同上	同上	142,000	同上	同上	同上
臨時財政対策債	11,000,000	同上	同上	同上	10,483,000	同上	同上	同上

## 第65号議案

### 令和5年度栃木県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度栃木県国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

**第1条** 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,511,550千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178,119,310千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		46,087,661	△ 286,988	45,800,673
	1 国庫負担金	33,274,750	△ 150,917	33,123,833
	2 国庫補助金	12,812,911	△ 136,071	12,676,840
3 財産収入		158	347	505
	1 財産運用収入	158	347	505
4 繰入金		12,355,921	5,955,951	18,311,872
	2 基金繰入金	1,500,000	5,955,951	7,455,951
5 繰越金			3,000,117	3,000,117
	1 繰越金		3,000,117	3,000,117
6 諸収入		61,376,796	842,123	62,218,919
	1 雑収入	61,376,796	842,123	62,218,919
歳 入 合 計		<b>168,607,760</b>	<b>9,511,550</b>	<b>178,119,310</b>



歳 出		(単位千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険事業費		168,607,760	9,511,550	178,119,310
	1 国民健康保険事業費	168,607,760	9,511,550	178,119,310
歳 出 合 計		<b>168,607,760</b>	<b>9,511,550</b>	<b>178,119,310</b>

## 第66号議案

### 令和5年度栃木県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

**第1条** 令和5年度栃木県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

**第2条** 令和5年度栃木県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
4 主要な建設改良事業			
処理場建設事業 事業費	1,987,352千円	△ 183,078千円	1,804,274千円

（収益的収入及び支出の補正）

**第3条** 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 流域下水道事業収益	9,779,000千円	△ 10,250千円	9,768,750千円
第2項 営業外収益	4,347,392千円	△ 10,250千円	4,337,142千円
	支	出	

第1款 流域下水道事業費用	9,796,000千円	△	3,100千円	9,792,900千円
第1項 営業費用	9,625,558千円		6,567千円	9,632,125千円
第2項 営業外費用	163,441千円	△	9,667千円	153,774千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書中「不足する額917,000千円」を「不足する額914,920千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額48,591千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額39,874千円」に、「過年度分損益勘定留保資金511,934千円及び当年度分損益勘定留保資金356,475千円」を「過年度分損益勘定留保資金371,354千円及び当年度分損益勘定留保資金503,692千円」に改める。

(科目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
	収		入	
第1款 資本的収入	2,987,000千円	△	496,090千円	2,490,910千円
第1項 企業債	598,700千円	△	95,100千円	503,600千円
第2項 負担金	600,776千円	△	95,381千円	505,395千円
第3項 受託事業収入	69,168千円	△	42,501千円	26,667千円
第4項 国庫補助金	1,718,356千円	△	263,108千円	1,455,248千円
	支		出	
第1款 資本的支出	3,904,000千円	△	498,170千円	3,405,830千円

第1項 建設改良費	2,988,727千円	△	496,019千円	2,492,708千円
第3項 企業債償還金	902,362千円	△	2,151千円	900,211千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のように改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道建設事業	千円 598,700	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	千円 503,600	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	178,347千円	7,003千円	185,350千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条中「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、955,143千円」を「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、944,893千円」に改める。

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富一

## 第67号議案

### 令和5年度栃木県電気事業会計補正予算（第1号）

（総則）

**第1条** 令和5年度栃木県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

**第2条** 令和5年度栃木県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

		（既決予定量）		（補正予定量）	（計）
2	主要な建設改良事業				
	風見発電所建設事業	事業費	811,790千円	△ 1,893千円	809,897千円
	深山発電所建設事業	事業費	893,241千円	△ 1,756千円	891,485千円

（収益的収入及び支出の補正）

**第3条** 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
<b>第1款 電 気 事 業 収 益</b>	<b>2,395,000千円</b>	<b>112,620千円</b>	<b>2,507,620千円</b>
第1項 営 業 収 益	2,238,569千円	50,919千円	2,289,488千円

第3項 事業外収益	154,621千円		40,081千円	194,702千円
第4項 特別利益	2千円		21,620千円	21,622千円
		支		出
第1款 電気事業費用	2,621,000千円		8,270千円	2,629,270千円
第1項 営業費用	2,542,970千円	△	38,028千円	2,504,942千円
第2項 財務費用	2,914千円		8千円	2,922千円
第3項 事業外費用	73,116千円		46,290千円	119,406千円

(資本的収入及び支出の補正)

**第4条** 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書中「不足する額2,026,000千円」を「不足する額2,022,360千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額176,955千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額176,882千円」に、「過年度分損益勘定留保資金1,809,045千円」を「過年度分損益勘定留保資金1,805,478千円」に改める。

(科目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
		支		出
第1款 資本的支出	2,736,000千円		△ 3,640千円	2,732,360千円
第1項 建設改良費	2,031,819千円		△ 3,649千円	2,028,170千円
第2項 企業債償還金	662,169千円		9千円	662,178千円

(継続費の補正)

第5条 継続費を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	深山発電所 全面改修工事	千円 1,607,320	令和3年度	千円 33,000	千円 1,780,020	令和3年度	千円 33,000
				令和4年度	106,700		令和4年度	106,700
				令和5年度	857,450		令和5年度	857,450
				令和6年度	447,370		令和6年度	620,070
				令和7年度	162,800		令和7年度	162,800

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	429,394千円	△ 46,483千円	382,911千円

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富一



## 第68号議案

### 令和5年度栃木県水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

**第1条** 令和5年度栃木県水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

**第2条** 令和5年度栃木県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
--	---------	---------	-----

#### 2 主要な建設改良事業

北那須水道用水供給建設事業	事業費	209,877千円	△ 22,550千円	187,327千円
---------------	-----	-----------	------------	-----------

（収益的収入及び支出の補正）

**第3条** 令和5年度栃木県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
-------	---------	---------	-----

収 入

第1款 水道用水供給事業収益	2,041,000千円	3,200千円	2,044,200千円
----------------	-------------	---------	-------------

第2項 営業外収益	51,656千円	3,200千円	54,856千円
-----------	----------	---------	----------

支 出

第1款 水道用水供給事業費用	1,934,000千円	86,220千円	2,020,220千円
第1項 営業費用	1,872,371千円	68,276千円	1,940,647千円
第2項 営業外費用	59,629千円	17,944千円	77,573千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書中「不足する額591,000千円」を「不足する額568,450千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額36,105千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額34,055千円」に、「過年度分損益勘定留保資金361,993千円」を「過年度分損益勘定留保資金341,493千円」に改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	600,000千円	△ 22,550千円	577,450千円
第1項 建設改良費	389,086千円	△ 22,550千円	366,536千円

(継続費の補正)

第5条 継続費を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	(2系)薬品沈殿池 コントロールセン ター盤更新工事	千円 158,147	令和5年度	千円 22,000	千円 196,173	令和5年度	千円
				令和6年度	110,330		令和6年度	68,268
				令和7年度	25,817		令和7年度	111,623
							令和8年度	16,282
		(2系)薬品沈殿池 フロキュレータ用 電動機更新工事	6,468	令和5年度	550	7,979	令和5年度	
				令和6年度	3,124		令和6年度	3,080
				令和7年度	2,794		令和7年度	4,628
			令和8年度	271				

(債務負担行為の補正)

第6条 債務負担行為をすることができる期間及び限度額を次のように改める。

事 項	補 正 前			補 正 後		
	期 間	限 度	額	期 間	限 度	額
(2系) 薬品沈殿池コントロールセンター盤撤去工事	令和6年度から令和7年度まで		1,496千円	令和6年度から令和8年度まで		5,741千円
(2系) 薬品沈殿池フロキュレータ用電動機撤去工事	令和6年度から令和7年度まで		561千円	令和6年度から令和8年度まで		685千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

**第7条** 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職 員 給 与 費	210,140千円	67,109千円	277,249千円

令 和 6 年 2 月 19 日 提 出

栃 木 県 知 事                      福      田      富      一

## 第69号議案

### 令和5年度栃木県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

**第1条** 令和5年度栃木県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

**第2条** 令和5年度栃木県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
<b>第1款 工業用水道事業収益</b>	<b>682,000千円</b>	<b>2,810千円</b>	<b>684,810千円</b>
第2項 営業外収益	140,225千円	977千円	141,202千円
第3項 特別利益	1千円	1,833千円	1,834千円
	支	出	
<b>第1款 工業用水道事業費用</b>	<b>645,000千円</b>	<b>△ 10,120千円</b>	<b>634,880千円</b>
第1項 営業費用	632,017千円	△ 15,125千円	616,892千円
第2項 営業外費用	11,983千円	5千円	11,988千円
第4項 特別損失	千円	5,000千円	5,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	64,561千円	△ 15,750千円	48,811千円

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富一

## 第70号議案

### 令和5年度栃木県用地造成事業会計補正予算（第1号）

（総則）

**第1条** 令和5年度栃木県用地造成事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

**第2条** 令和5年度栃木県用地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 用地造成事業収益	1,971,000千円	32,810千円	2,003,810千円
第2項 営業外収益	1,195千円	32,810千円	34,005千円
	支	出	
第1款 用地造成事業費用	1,937,000千円	16,750千円	1,953,750千円
第1項 営業費用	1,909,148千円	29,076千円	1,938,224千円
第2項 営業外費用	17,851千円	△ 12,326千円	5,525千円

（資本的収入及び支出の補正）

**第3条** 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書中「不足する額1,947,000千円」を「不足する額1,948,090千円」に、

「過年度分損益勘定留保資金632,722千円及び当年度分損益勘定留保資金1,314,278千円」を「減債積立金595,591千円、過年度分損益勘定留保資金952,201千円及び当年度分損益勘定留保資金400,298千円」に改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
<b>第1款 資本的支出</b>	<b>2,680,000千円</b>	<b>1,090千円</b>	<b>2,681,090千円</b>
第1項 建設改良費	779,991千円	1,090千円	781,081千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

**第4条** 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	97,651千円	30,147千円	127,798千円

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富一



## 第71号議案

### 令和5年度栃木県施設管理事業会計補正予算（第2号）

（総則）

**第1条** 令和5年度栃木県施設管理事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

**第2条** 令和5年度栃木県施設管理事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）	（計）
	収		入	
<b>第1款 経営総合管理事業収益</b>	289,000千円	△	560千円	288,440千円
第1項 営業外収益	289,000千円	△	560千円	288,440千円
	支		出	
<b>第1款 経営総合管理事業費用</b>	289,000千円	△	560千円	288,440千円
第1項 営業費用	268,119千円	△	606千円	267,513千円
第2項 営業外費用	20,881千円		46千円	20,927千円
<b>第3款 賃貸ビル事業費用</b>	159,000千円		590千円	159,590千円
第1項 営業費用	149,893千円		585千円	150,478千円

第2項 営業外費用	9,107千円	5千円	9,112千円
-----------	---------	-----	---------

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

**第3条** 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	205,773千円	101千円	205,874千円

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富一

## 第72号議案

### 栃木県退職手当基金条例の制定について

栃木県退職手当基金条例を次のように定める。

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県条例第 号

#### 栃木県退職手当基金条例

(設置)

**第1条** 職員の定年の段階的な引上げに伴い年度間において増減する退職手当の支給に要する経費の財源に充てるため、栃木県退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

**第5条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

**第6条** 基金は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、令和15年3月31日限り、その効力を失う。

## 第73号議案

### 栃木県公立学校情報通信機器整備基金条例の制定について

栃木県公立学校情報通信機器整備基金条例を次のように定める。

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県条例第 号

##### 栃木県公立学校情報通信機器整備基金条例

(設置)

**第1条** 国が県に交付する公立学校情報機器整備事業費補助金により、公立学校における情報通信機器の計画的な整備を図るため、栃木県公立学校情報通信機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

**第5条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

**第6条** 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 第74号議案

### 栃木県自然景観保全基金条例の廃止について

栃木県自然景観保全基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富一

### 栃木県条例第 号

#### 栃木県自然景観保全基金条例を廃止する条例

栃木県自然景観保全基金条例（平成元年栃木県条例第6号）は、廃止する。

#### 附 則

この条例は、令和6年3月31日から施行する。

## 第75号議案

### 県有財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 取得財産 栃木県立美術館美術資料（絵画 アルフレッド・シスレー作「冬の夕日（サン＝マメスのセーヌ河）」）
- 2 取得価格 360,000,000円

## 第76号議案

### 権利の放棄について

次の権利の放棄について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 放棄する権利 車両損壊による修理費用に係る債権
- 2 放棄する金額 199,655円
- 4 権利放棄の理由 債務者の所在不明により、当該債権の回収が不能であるため、権利を放棄するものである。

第77号議案

市町村が負担する金額の変更について

令和5年度栃木県議会第395回通常会議において、第6号議案として議決を経た市町村が負担する金額について、次のとおり変更する。

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富一

事業名	負担市町村名	変更前		変更後	
		事業費	負担額	事業費	負担額
県営林道事業費	塩谷町	円 13,150,000	円 3,268,820	円 14,561,800	円 3,605,675



第78号議案

市町村が負担する金額の変更について

令和5年度栃木県議会第395回通常会議において、第7号議案として議決を経た市町村が負担する金額について、次のとおり変更する。

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富一

事業名	負担市町村名	変更前		変更後	
		事業費	負担額	事業費	負担額
農村集落基盤再編・整備事業費	足利市	円 20,000,000	円 5,427,500	円 13,000,000	円 5,427,500
	佐野市	80,000,000	8,315,000	87,000,000	8,315,000
	矢板市	18,000,000	1,800,000	15,500,000	1,550,000
	那珂川町	25,000,000	5,000,000	27,500,000	5,237,500
国営造成施設管理事業費	那須烏山市	67,330,000	744,587	80,832,000	893,952
	益子町		3,479,226		4,177,164
	茂木町		2,944,686		3,535,395
	市貝町		4,699,110		5,641,760
	芳賀町		1,596,891		1,917,229

事業名	負担市町村名	変更前		変更後	
		事業費	負担額	事業費	負担額
農地整備事業費	宇都宮市	円 326,000,000	円 32,600,000	円 280,879,000	円 28,087,900
	佐野市	114,000,000	11,400,000	121,000,000	12,100,000
	日光市	415,000,000	41,500,000	917,297,000	91,729,700
	小山市	125,000,000	17,500,000	65,000,000	8,500,000
	大田原市	274,000,000	27,400,000	280,000,000	28,000,000
	下野市	136,000,000	13,600,000	180,000,000	18,000,000
	益子町	70,000,000	8,750,000	173,000,000	21,625,000
	市貝町	86,879,600	10,859,950	89,449,871	11,181,234
	芳賀町	254,120,400	31,715,050	598,884,129	74,810,516
	野木町	10,000,000	1,000,000	335,000,000	33,500,000
	塩谷町	30,000,000	2,250,000	108,000,000	8,100,000
水利施設整備事業費	足利市	76,000,000	11,400,000	219,800,000	32,970,000
	栃木市	194,970,000	48,657,000	802,688,164	200,480,675
	小山市	59,430,000	5,943,000	131,941,236	13,193,000

事業名	負担市町村名	変更前		変更後	
		事業費	負担額	事業費	負担額
	真岡市	円 5,065,000	円 810,000	円 28,931,280	円 4,630,000
	さくら市	28,075,000	4,492,000	160,364,400	25,658,000
	市貝町	3,725,000	596,000	21,277,200	3,404,000
	芳賀町	3,005,000	481,000	17,164,560	2,746,000
	塩谷町	190,525,000	19,084,000	526,598,800	52,840,000
	高根沢町	9,605,000	1,537,000	54,863,760	8,778,000
農村地域防災減災事業費	宇都宮市	99,000,000	19,750,000	83,000,000	17,350,000

第79号議案

市町村が負担する金額の変更について

令和5年度栃木県議会第395回通常会議において、第8号議案として議決を経た市町村が負担する金額について、次のとおり変更する。

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富一

事業名	負担市町村名	変更前		変更後	
		事業費	負担額	事業費	負担額
砂防施設づくり 事業費（補助）	足利市	円 268,500,000	円 22,200,000	円 430,301,169	円 28,501,168
	栃木市	80,000,000	4,000,000	85,000,000	4,250,000
	鹿沼市	12,000,000	850,000	50,000,000	4,750,000
	日光市	43,000,000	4,400,000	55,526,315	6,026,315
	大田原市	25,000,000	1,250,000	23,512,000	1,175,600
	那須烏山市	50,000,000	2,500,000	114,000,000	5,700,000
	茂木町	140,000,000	24,000,000	567,022,222	67,272,222
	那珂川町	40,000,000	2,000,000	226,100,000	11,305,000

事業名	負担市町村名	変更前		変更後	
		事業費	負担額	事業費	負担額
河川砂防施設づくり 事業費（県単）	茂木町	円 20,000,000	円 4,000,000	円 28,000,000	円 5,600,000
緊急防災・減災対策 事業費（河川砂防）	さくら市	50,000,000	10,000,000	80,000,000	16,000,000
	那須町	10,000,000	500,000	18,000,000	900,000
流域下水道建設事業費	日光市	608,124,350	123,936,691	607,049,906	116,876,485
	宇都宮市	1,054,105,100	107,320,186	995,666,125	99,484,482
	下野市		67,382,841		62,463,060
	上三川町		33,044,288		30,631,645
	栃木市	563,698,600	98,875,022	287,170,333	52,998,658
	壬生町		19,880,210		11,473,169
	大田原市	357,103,500	40,213,468	324,502,480	35,575,583
	那須塩原市		41,882,448		37,030,306
	栃木市	117,081,000	29,908,167	98,452,002	25,402,011
	小山市	148,563,100	23,039,091	129,691,036	20,349,181
	野木町		14,843,558		13,110,513

## 第80号議案

### 工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 工事施工箇所 宇都宮市板戸町
- 2 工 事 名 主要地方道宇都宮向田線板戸大橋鋼橋上部工建設工事その1
- 3 契 約 者 栃木県知事 福田 富一
- 4 契 約 の 方 法 総合評価一般競争入札
- 5 契 約 金 額 1,625,800,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 大田原市下石上1780番地

川田・古河特定建設工事共同企業体

代表者 川田工業株式会社 栃木営業所 所長 高橋 剛

## 第81号議案

### 工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 工事施工箇所 足利市通二丁目
- 2 工 事 名 3・5・102号家富町堀込線中橋（仮称）上部工建設工事その1
- 3 契 約 者 栃木県知事 福田 富 一
- 4 契 約 の 方 法 総合評価一般競争入札
- 5 契 約 金 額 1,188,000,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 宇都宮市元今泉6丁目5番2号  
巴・東網特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社巴コーポレーション宇都宮支店 支店長 大塚 靖之

## 第 8 2 号議案

### 特定事業契約の変更について

平成28年度栃木県議会第341回通常会議において、第36号議案として議決を経た特定事業契約（総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業）の一部について、次のとおり変更する。

令和 6 年 2 月 19 日 提 出

栃 木 県 知 事                      福      田      富      一

契約金額を33,952,837,868円とする。



## 第 8 3 号議案

### 特定事業契約の変更について

平成29年度栃木県議会第346回通常会議において、第20号議案として議決を経た特定事業契約（馬頭最終処分場整備運営事業）の一部について、次のとおり変更する。

令和 6 年 2 月 19 日 提 出

栃 木 県 知 事                      福            田            富            一

契約金額を4,947,128,181円とする。

## 第84号議案

### 工事請負契約の変更について

令和4年度栃木県議会第387回通常会議において、第13号議案として議決を経た工事請負契約（一般国道408号野高谷立体（仮称）鋼橋上部工建設工事）の一部について、次のとおり変更する。

令和6年2月19日 提出

栃 木 県 知 事                      福      田      富      一

契約金額を1,124,486,000円とする。

## 第85号議案

### 工事請負契約の変更について

令和5年度栃木県議会第397回通常会議において、第16号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県子ども総合科学館本館空調設備改修工事）の一部について、次のとおり変更する。

令和6年2月19日 提出

栃 木 県 知 事                      福      田      富      一

契約金額を980,760,000円とする。

## 第86号議案

### 損害賠償の額の決定及び和解について

平成29年3月27日の那須郡那須町大字湯本地内における雪崩事故について、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 損害賠償額 74,149,522円

## 報告第1号

### 知事の専決処分事項報告について

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月19日

栃木県知事 福田 富一

- 1 専決処分第61号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 2 専決処分第62号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 3 専決処分第63号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 4 専決処分第64号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 5 専決処分第65号から第149号まで 損害賠償の額の決定及び和解について
- 6 専決処分第150号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 7 専決処分第151号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 8 専決処分第152号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 9 専決処分第153号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 10 専決処分第154号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 11 専決処分第155号 損害賠償の額の決定及び和解について

- |    |           |                   |
|----|-----------|-------------------|
| 12 | 専決処分第156号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 13 | 専決処分第157号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 14 | 専決処分第158号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 15 | 専決処分第159号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 16 | 専決処分第160号 | 訴えの提起について         |
| 17 | 専決処分第161号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 18 | 専決処分第162号 | 工事請負契約の変更について     |
| 19 | 専決処分第163号 | 工事請負契約の変更について     |
| 20 | 専決処分第164号 | 工事請負契約の変更について     |
| 21 | 専決処分第165号 | 工事請負契約の変更について     |
| 22 | 専決処分第166号 | 工事請負契約の変更について     |

専決処分第160号

訴えの提起について

県有地に存する自動車等の撤去及び使用料相当損害金等の支払を求めて、次のとおり訴えを提起する。

2 請求の趣旨

- (1) 被告に対し、栃木県立聾学校、益子特別支援学校、富屋特別支援学校、南那須特別支援学校、今市特別支援学校及び栃木特別支援学校の土地に存する自動車等の撤去を求めるとともに、撤去を求めた日の翌日から同車両撤去済みの日までの使用料相当損害金等の支払を求める。
- (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- (3) 第1号について仮執行の宣言を求める。

令和6年1月11日

栃木県知事 福田 富一

専決処分第162号

工事請負契約の変更について

令和3年度栃木県議会第384回通常会議において、第57号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県警察本部庁舎受変電設備ほか改修工事（長寿命化）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を1,151,689,000円とする。

令和6年1月19日

栃木県知事 福田 富 一



専決処分第163号

工事請負契約の変更について

令和3年度栃木県議会第384回通常会議において、第58号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県警察本部庁舎空調設備改修工事（長寿命化））の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を2,062,731,000円とする。

令和6年1月19日

栃木県知事 福田 富 一

専決処分第164号

工事請負契約の変更について

令和4年度栃木県議会第389回通常会議において、第18号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県林業大学校（仮称）研修・研究棟ほか新築工事）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を678,645,000円とする。

令和6年1月19日

栃木県知事 福田 富 一

専決処分第165号

工事請負契約の変更について

令和5年度栃木県議会第397回通常会議において、第14号議案として議決を経た工事請負契約（県営若草住宅新1号棟新築工事（その1））の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を1,477,960,000円とする。

令和6年1月19日

栃木県知事 福田 富 一

専決処分第166号

工事請負契約の変更について

令和5年度栃木県議会第397回通常会議において、第15号議案として議決を経た工事請負契約（県営若草住宅新1号棟新築工事（その2））の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を724,504,000円とする。

令和6年1月19日

栃木県知事 福田 富 一